

第4次旭川市食育推進計画（案）の概要

第1章 計画策定の趣旨等（P1～2）

1 計画の策定の目的

本市では、市民一人一人が生きる上での「食」の大切さを理解し、自ら健全な食生活を実践することができるよう、平成19年に「旭川市食育推進計画」を策定し、以降5年ごとに計画を見直しなが、関係機関と連携し、市民の食育推進に取り組んできました。

しかし、若い世代の朝食欠食率の高さなどの課題が見受けられるなど一層の取組が必要な状況であるほか、食をめぐる現状や課題、コロナ禍における社会情勢の変化などを踏まえ、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

食育基本法第18条第1項の規定に基づき、本市の食育を具体的に推進するための市町村食育推進計画として策定します。

3 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

第2章 旭川市における現状と課題（P3～22）

これまで取組を進めてきた次の4つの基本的な方向性及び基本施策について、市民を対象とした調査結果等を踏まえ、本市の現状や今後も引き続き取り組むべき課題を整理しました。

食育推進の基本的な方向性	第3次計画の基本施策
1. 「食」の大切さについての理解と実践	1. 食生活と健康に対する意識の向上 2. 家庭における食育の推進 3. 地域における食育の推進 4. 学校や保育所等における食育の推進
2. 安全・安心な食の推進	5. 安全な食材、食品の提供 6. 安全に関する知識や情報の提供
3. 地産地消を生かした食育の推進	7. 地場農産物等の活用と情報提供 8. 生産者と消費者の交流
4. 関係者が連携した食育の推進	9. 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

【引き続き取組が必要な主な課題】

- 適切な栄養摂取など食生活の改善に向けた実践
- 朝食の重要性の普及啓発及び朝食摂取の習慣化を図る
- 家庭における子供への食育の充実 など

第3章 食育推進の方向性（P23～30）

市民が日常生活の中で積極的に食育に取り組むことができるよう、前計画同様、基本理念とその実現のための目標、スローガンを設定し、総合的かつ計画的に食育を推進します。

また、基本的な方向性と基本施策については、引き続き取り組むべき課題等を踏まえ、基本施策1、2を重点施策として進めていくとともに、食品ロスの削減等を推進するため新たに基本施策5を設定します。

基本理念	生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らす、豊かな人間性の実現
目標	1 食について、自分で判断できる力を身に付けます 2 心身の健康を育むため、健全な食生活を実践します 3 自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にします
スローガン	おいしいものをおいしく食べよう！～食は生きる力～

食育推進の基本的な方向性	第4次計画の基本施策
1. 「食」の大切さについての理解と実践	1. 心身の健康を支える食育の推進 2. 家庭における食育の推進 【重点施策】 3. 地域における食育の推進 4. 学校や保育所等における食育の推進
2. 環境に配慮した食育の推進 【新規】	5. 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進 【新規】
3. 安全・安心な食の推進	6. 安全な食材、食品の提供 7. 安全に関する知識や情報の提供
4. 地産地消を生かした食育の推進	8. 地場農産物等の活用と情報提供 9. 生産者と消費者の交流
5. 関係者が連携した食育の推進	10. 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

第4章 食育推進の取組（P31～44）

市民、関係機関・団体、行政がそれぞれの役割の下、具体的な取組を推進します。また、目標の達成に向けては、PDCAサイクルにより、毎年、実施状況の確認や改善等の検討を行い、より効果的な取組に生かします。